

会 議 録

1 会 議 の 名 称	教育福祉常任委員会
2 日 時	令和 元年 1 2 月 1 0 日 (火) 午前 9 時 3 0 分 開会 午前 1 0 時 2 9 分 閉会
3 場 所	第 3 委員会室
4 出 席 者 ( 7 人)	橋田 夏枝 宮脇 俊彦 今野 康敏
	大垣 真一 越水 崇史 小沼 富夫
	越水 清
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員	なし
7 傍 聴 者	なし
8 事 務 局	参事 (兼) 次長 主事
9 会 議 の て ん ま つ	別紙のとおり

議 題 陳情第11号 安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と  
大幅増員を求める陳情  
結 果 採 択

午前9時30分 開会

○委員長【橋田夏枝議員】 ただいまから教育福祉常任委員会を開会いたします。

これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。会議は、配付してあります次第により進行いたします。

「陳情第11号、安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等につきましては、配付した資料のとおりでございます。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【大垣真一議員】 「陳情第11号、安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情」に対し、賛成の立場として簡潔に述べさせていただきます。

ここ数年の日本では、飲食やITなど、多くの業界や企業が人材不足に悩まされており、深刻な社会問題の一つとなっています。特に、介護や医療業界の働き手不足は、安心安全なサービスの提供にも大きく影響するとともに、続けることが難しくなっている事業所も珍しくない現状です。

本年、人手不足に悩まされる看護現場の漫画を連載している、ぴんとこな一さんが投稿したツイートが大きな話題を呼びました。医療・介護現場の人手不足問題を描いて投稿された漫画では、人手不足によって起こる現場の問題が非常にわかりやすく描かれ、一人一人に対して注意しなければならないことは千差万別であり、少しでも対応がおくれたり、対応の仕方を間違えると強く責められてしまう。そんな現場の実態が生々しく伝わってきます。その上で、多くの方を見なければならぬ職員に対し、全員が満足できる生活を送れるように、1人で頑張ってくださいと言っている現状なのです。

しかし、この問題は、医療や介護以外の仕事をしている人たちにとっても他人事ではありません。今後、日本は人口減少が進むとともに、超高齢社会が到来すると言われます。このままだと、労働生産性が低下し続けるばかりか、もし医療や介護業界の人材不足が解消しなければ、将来、全ての国民が満足なサービスを受けることができなくなるということなのです。だからこそ、本陳情にあるように、人員の確保に向けた取り組みを早期に国の責任で実施していく必要があると私も考えます。

よって、本陳情は採択すべきと判断いたします。

○委員【今野康敏議員】 それでは、私からも「陳情第11号、安全・安心の

医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情」について、意見を述べさせていただきます。

政府主導による働き方改革が進み始めており、医師、看護師等の医療や介護事業者の労働環境の改善は、喫緊の課題であります。団塊の世代が後期高齢者となる2025年、3人に1人が65歳以上の超高齢社会となります。さらに、医療や介護、福祉サービスの需要が高まる一方で、慢性的な看護師不足の状態では、十分な看護や福祉サービスを受けることはできません。また、医療事故のリスクを高める可能性もあります。

介護現場の人材不足は想像以上に深刻であります。経営者が介護職を集めることができなければ、介護人材不足倒産といったことが珍しくない時代となっています。事実、特別養護老人ホームの中には、施設看護職が足りず、入所できない状態も生じています。こうした人手不足は、少子化に加えて、16%を超える離職率の高さが影響しています。職場での人間関係や、きつい労働環境が原因で退職するケースが多いと言われていました。介護職の方が希望を持って働き続けられるよう、処遇改善のための財源確保はもちろん、人材の確保と養成に、現場に寄り添った支援が求められております。団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる2025年度に、約34万人の介護人材不足が見込まれるなど、人材確保は喫緊の課題であります。

厚生労働省が設置した、看護師等の「雇用の質」の向上に関する省内プロジェクトチームでは、雇用の質向上の必要性について、特に、長時間労働や当直、夜勤、交代勤務など、厳しい勤務環境にある医師や看護職員等が、健康で安心して働くことができる環境整備が喫緊の課題となっているとして、取り組みの基本姿勢、めざす姿実現に向けた当面の取り組み方針などを報告書としてまとめています。それにより、医療機関では、労働時間、休日数、年次有給休暇に関する事項や、労働者の健康と生活に配慮するとともに、多様な働き方に対応すべく、交代制の運用面の工夫、所定時間外労働の削減等の取り組みにより、十分な勤務時間の確保を含め、より負担の少ない交代制に向けた取り組みの検討が行われています。

一方、行政では、医療現場の労使の主体的な取り組みを促進する観点から、労働基準法令の遵守等に関する研修会の開催及び労働時間設定改善コンサルタントによる支援等を実施するよう明確化されるなどの法整備が行われています。また、看護師の増員策として、看護師等学校養成所の運営費補助を行い、看護師等の養成の促進や再就業を支援するための研修を実施してきましたが、さらに、地域医療構想実現に向けた、医療機関の施設・設備の整備や、医療・介護従事者の確保・養成の拡充が必要と考えます。

このような理由から、本陳情は採択すべきと考えます。

以上です。

○委員【越水崇史議員】 それでは、「陳情第11号、安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情」について、意見を述べさせて

いただきます。

日本医療労働組合連合会の夜勤実態調査結果を拝見いたしました。16時間以上の長時間夜勤が何と5割を超え、勤務間隔が極端に短い状況など、依然、劣悪な状況が続いている結果でありました。現場の看護師によれば、近年夜勤の有害性が語られるようにはなっており、人手が必要な時間帯をカバーするために、何種類ものシフト数で、さらに、不規則な勤務を強いられている病院もあると伺います。その結果、長時間労働が原因で疲弊して勤め先を変えたり、または退職というような負のスパイラルに陥っている病院もあるようです。

重篤または重症の急性期の患者の看護に当たる集中治療室の医師・看護師の不足からか、夜勤の回数は月9日以上を2交代で約6割、今回も突出して高い状況だということも資料に入っていました。国の働き方改革関連法でも、勤務と勤務の間のインターバル制度が努力義務化されましたが、看護師の増員なしでは、インターバル確保や夜勤の軽減に向けての施策には、つながらないという話もいただきました。慢性疲労が7割超、健康不安が約7割ということで、自分の健康に不安を抱えながら、疲労しながら勤務している状況は、命や安全にかかわる現場で、ただただ使命感や自己犠牲だけでは抜本的な解決にはならないと思います。

さらに、看護師の仕事は、常に患者の命を預かる立場にありますので、医師からの指示で看護以外にも、投薬や処置、急変時の対応などを行うことが多いそうですけれども、少しのミスで患者の健康状態に何か影響が出てしまうのではないかと、物すごく不安に感じているとも聞きます。よい労働環境を整えることが、回り回って、私たち市民一人一人の命を守ることにつながるのではないかと考えます。

多くの病院で経営が赤字になっていることも耳にしています。人員をふやすことも、経営の観点から難しい状況かもしれませんが、医療体制の維持、環境改善に向けて取り組みを進めていただいて、さらなる改善を求めることは重要な政策かと考えます。

以上の理由から、本陳情については賛成とさせていただきます。

以上です。

○委員【小沼富夫議員】 私も、陳情第11号について、賛成の立場で意見を申し上げたいと存じます。

陳情項目にあります労働環境の改善ですが、現在、政府において働き方改革により検討されているところがございます。しかしながら、医療・介護現場の人手不足や医療、介護、福祉サービスの需要増大など、労働環境は大変厳しい状況にあるのも事実であります。2025年問題、先ほども出ましたけれども、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となり、3人に1人が65歳以上の超高齢社会を迎え、さまざまな課題が生じてまいります。看護師等の医療・介護従事者の労働環境改善が喫緊の課題であることは、言うまでもありません。また、苛酷な夜勤実態の現状などから、慢性疲労を抱えている看護師、そして健康不安を訴える看護師がふえているようでもございます。これらのことから、医師、看護師、医療技術職、

介護職の増員が必要と考えます。

以上の理由から、本陳情は採択すべきといたします。

以上です。

○委員【越水清議員】 それでは、陳情第11号に対しまして意見を申し上げます。

医療・介護現場で苛酷な長時間労働により、医師・看護師などの過労状態が以前から問題になっております。進む高齢化社会におきまして、医療や介護の重要性は誰もが認識しております。とりわけ高齢者にとり、安心して医療・介護を享受できる医療環境が必要であります。現在の我が国では、医師・看護師が不足しております。したがって、医師・看護師などが苛酷な勤務を強いられております。苛酷な労働環境は、医師・看護師不足の大きな要因になっております。厚生労働省では、さらなる高齢化の進展とともに、医師不足が2036年には全国2万6000人になると見込んでいます。人材不足は看護師も同様であり、医療・介護現場にとり、深刻な状況であると言えます。このような医師・看護師等の人手不足は、医療従事者はもとより、私たち市民の安全・安心な医療環境にとっても重大な問題であり、今後、高齢者が必要な医療を受けられないことが危惧されます。

本陳情の安全・安心の医療・介護の実現のための陳情項目にある、夜勤回数の制限、夜勤交替制労働者の週労働時間の短縮、1人夜勤体制をなくし複数体制にすることなどの労働環境の改善や、医師・看護師・医療技術職・介護職の増員、患者・利用者の負担軽減、病床機能の確保などの内容を理解し、本陳情を採択する意見といたします。

○委員【宮脇俊彦議員】 私は、日本共産党伊勢原市会議員団を代表して、陳情第11号に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

本陳情は4項目を求めています。1、医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること、2、安心・安全の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること、3、患者・利用者の負担を軽減すること、4、費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保することの4点です。

厚生労働省は、医療従事者の勤務環境のため、取り組みを促進してきました。また、医療勤務環境改善に関する改正医療法の規定では、勤務環境改善に向けた各医療機関の取り組みを支援するよう都道府県に求めています。国際労働機関（ILO）は、1日の労働時間は8時間以内、勤務と勤務の間に少なくとも連続12時間以上の休息期間を設けるという看護職員勧告を日本にしております。日本政府は、この勧告を実施するため、最大限、努力する必要があると思います。

長時間勤務については、心身に与える有害性が、科学的にも明らかになっていきます。健康リスクとしては、短期的には、慢性疲労や感情障害、中期的には、循環器疾患や糖尿病、長期的には、発がん性（乳がんや前立腺がん）が指摘され、安全性の点でも、夜勤帯の作業は酒気帯び運転以上のリスクがあると指摘されて

います。しかし、医療・介護の職場は、24時間365日、命と健康を守るために、夜勤交替制勤務は避けられない職場でもあります。患者・利用者の安全を守るためにも、看護要員の健康を守るためにも、実効性ある規制が必要です。

しかし、医療労働組合連合会が実施した、ことしの看護職員の労働実態調査では、慢性疲労が71.1%、仕事をやめたいと思うが74.9%という、看護師の実態や、医療提供についても、十分な看護ができていない、50.8%、ニアミス、ミスの経験がある、82.9%という事態に陥っていることが示されています。2013年の調査より改善が進んでいません。

病床削減についても、費用削減を目的にするのではなく、国民の健康と命を守るという視点から、地域医療に必要な病床の確保を行っていくことが必要と考えます。これらは、一事業者・病院・施設の努力で改善できるものではなく、国として具体的な勤務環境の改善を図るために、看護師などの増員計画や医療従事者の確保対策、労働規制などを行っていくことが必要と考えます。新年度の予算編成の中で、国は診療報酬の削減を考えていることが報道されています。国民にとって不要な大型開発事業よりも、国民の暮らしや命を守ることにこそ、予算を使うべきと考えます。

以上の観点から、本陳情に賛成の意見とします。

○委員長【橋田夏枝議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【橋田夏枝議員】 挙手全員。よって、本件は採択することに決定いたしました。

議 題 陳情第12号 介護施設の人員配置基準の引き上げのために、国  
に対し意見書の提出を求める陳情

結 果 採 択

○委員長【橋田夏枝議員】 次に、「陳情第12号、介護施設の人員配置基準の引き上げのために、国に対し意見書の提出を求める陳情」を議題といたします。  
本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【大垣真一議員】 「陳情第12号、介護施設の人員配置基準の引き上げのために、国に対し意見書の提出を求める陳情」に対し、賛成の立場として簡潔に述べさせていただきます。

2018年に全労連介護・ヘルパーネットが行った、介護施設で働く労働者のアンケート調査では、現状の人員配置基準では、ケア提供時間が減少し、個別の利用者への実施状況が低下するという調査結果となっており、こうした現状を改善するには、現在の1.5倍の人員配置基準の構築が必要と分析されています。また、利用者に十分なサービスが提供できていないとの回答が多く、その理由に関しては、人員が少なく、業務が過密になっているが77.7%と圧倒していることが示されています。現在、入居者と介護・看護職員の割合が3対1以上に配置することが求められているわけではありますが、東京都社会福祉協議会が行った、介護職員充足状況に関する実態調査によれば、実際の介護現場は、現行の人員配置基準では、労働基準法に反するようなシフトローテーションしか組めないことから、多くの施設が2対1に近い配置を実施している状況のようです。さらには、介護報酬は3対1の人員配置を上限に設定されているため、配置人員がここからふえると、付加価値、労働生産性が低下し、それに連動して職員の給与水準が低下する構造も大きな問題と言えます。

このような状況の中、介護ロボットなど、新テクノロジーの導入による業務の効率化や生産性の向上を図り、人員配置基準、施設基準などを緩和する動きが出てきています。これは、介護職員へのニーズが将来的にふえ続け、2025年度には約245万人となり、約34万人不足すると想定されているからです。私も、介護ロボットなど、新テクノロジーの導入により、介護職員の負担軽減につながる取り組みは必要かと考えますが、運用がきちんと進まないまま、職員の負担だけがふえてしまうのではないかと懸念があるとともに、基準緩和だけが先行するのではないかと考えます。介護現場の効率化や生産性の向上を図る取り組みを進めると同時に、労働環境の改善や向上も並行して進めることが必要かと考えています。

よって、本陳情は採択すべきと判断いたします。

○委員【越水崇史議員】 それでは、「陳情第12号、介護施設の人員配置基準の引き上げのために、国に対し意見書の提出を求める陳情」について、意見を

延べさせていただきます。

平成30年度版高齢社会白書によれば、男女合わせて約3500万人の65歳以上の高齢者がいるとされています。この数値は、日本の全人口の約27%だそうです。高齢者の増加速度は年々上昇傾向で、2060年代に入ると、約4人に1人が75歳以上になると推計されています。新たに介護職に就職希望する若者が減ってしまって、高齢者だけがふえていく事態となれば、人材不足が深刻化するのはいくらも明らかなです。介護職員不足で入所を受け付けできないとか、デイサービスの受け入れを減らしたホームも、ちらほら見受けられる状況ではあるんですけども、各ホームもすぐに優秀な人材を採用したり、介護報酬を急激に上げるのは非常に難しいため、限られた人員で現場を回していかなくちゃいけないという苦しい状況も日ごろ、かいま見えています。

国も社会保障を持続していくために、介護報酬の改定や地域包括ケアシステムの推進などで、持続可能な政策を模索している状況でありますけれども、介護報酬の改定が即、現場の改善に大きく影響できていないのだとしたら、まずは介護の必要のない老後を送ることができるように、一人一人、また自治体も、健康寿命の延伸に向けて政策を進めていくことも必要でしょうし、介護の現場が、より働きやすいものとなるように、取り組んで意識していくことは必要な投資かもしれません。

以上のことから、本陳情について採択すべきといたします。

○委員【今野康敏議員】 それでは、「陳情第12号、介護施設の人員配置基準の引き上げのために、国に対し意見書の提出を求める陳情」について、意見を述べさせていただきます。

現在、超高齢化社会が進展する中で、介護に従事される方々の負担、ご苦労は理解しているところでございます。2015年4月の診療報酬改定では、病床機能再編と在宅医療を充実する方向となり、今後は、さらに介護ニーズが増大、質の高い介護サービスの確保が必要となることが予想されています。

政府主導による働き方改革が進み始めていることも踏まえ、現場で働く介護職員の処遇改善を図るために、介護職員処遇改善加算が拡充され、介護職員1人月額1万2000円分が、必要な要件を満たせば加算できることになりました。しかし、介護現場では、人材不足により、年次有給休暇はもとより、公休すら計画どおりに取得できない実態があることは承知しております。

社会保障費は、2019年度予算ベースで123.7兆円に上り、介護保険制度が始まった2000年度から約30兆円もふえ、これが2025年には約150兆円まで増大すると厚生労働省は予測しています。公明党としても、地域の包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供体制をつくり、地域密着型サービス施設などの整備を進め、介護人材の確保に向けて、キャリアアップ研修の支援や、ロボットやAIなどの導入により、介護人材の労働環境、処遇の改善を図っております。

団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる2025年度に約34万人

の介護人材不足が見込まれるなど、人材確保は喫緊の課題であります。このため、特に、経験・技能のある職員の処遇改善を重点的に進めるため、消費税増税分を活用した介護職員等特定処遇改善加算を創設、本年10月から運用が始まりました。これは、公明党の主張を踏まえた取り組みであります。同加算は年間2000億円規模、内訳は消費税増税分と介護保険料が1000億円ずつです。この額は、介護サービス事業所で働く勤続10年以上の介護福祉士でリーダー級の職員を対象に、月額平均8万円相当の賃上げを行えるだけの額として計上されました。他の職員の処遇改善も求められていることを踏まえ、現場での実際の配分に当たっては、加算を取得した事業者が柔軟に運用することが認められています。まず、リーダー級の職員については、原則、事業所で1人以上は月額8万円以上または役職者を除く全産業平均賃金（年収440万円）以上となるような賃上げを実施します。これに関しては、勤続10年未満の職員であっても、経験・技能を踏まえて事業者が賃上げの対象にすることが可能であります。

また、非正規で働く人のキャリアアップにつながる能力機会を拡充し、希望する仕事や職種につけるように支援を強化していく必要があります。今後は、ワーク・ライフ・バランスを推進し、子育てや介護などを両立しながら働ける、働き方改革を行い、重労働の介護現場に介護ロボットの導入を積極的に進めることで、介護基盤の拡充・強化を推進していくなど対策をしておりますが、さらに、地域医療構想実現に向けた、医療機関の施設・設備の整備や、医療・介護従事者の確保・養成の拡充が必要と考えます。

以上の理由から、本陳情は採択すべきと考えます。

○委員【越水清議員】 それでは、陳情第12号につきまして、意見を申し上げます。

迎える超高齢化社会におきまして、2025年のピーク時には、240万人余の介護職員が必要との推計が出ており、34万人の人材不足となるとのことでございます。介護職員充足率は徐々に下がり、2025年には85.1%まで下がると推計されています。国の施策としても、介護職員処遇改善に取り組んでいますが、不十分な状況と言えます。こここのところ、離職率が低下している傾向はありますが、人材不足は増大しています。介護現場の状況を見ますと、介護従事者の労働負担は相当のものがああります。それに対する報酬面での待遇は、まだ低いと思います。介護職の人手不足は、労働環境や負担に見合う、さらなる待遇の改善なしに解決されるものではないと考えています。増加する介護施設の入所者や利用者が、安心して介護を受けるには、介護職の絶対数の確保と充足が必要です。

そのためには、陳情項目にあるように、条例改正により該当福祉施設の介護職員及び看護職員の人員配置基準を実態に見合った水準に引き上げることです。国に対しては、人員配置に関する基準省令について、現行の利用者3人に対して1人以上を、利用者2人に対して1人以上に引き上げること、夜勤勤務者の配置水準を引き上げること、また、1人夜勤は解消すること、さらに、介護報酬の引き上げを行うこと、保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政にお

ける国の負担割合を引き上げることなどの陳情の内容を理解し、本陳情を採択とする意見といたします。

○委員【小沼富夫議員】 私からも、陳情第12号について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

介護職員の環境は、低賃金、重労働などにより離職率が高く、介護労働者の人材確保と離職防止策は大きな課題となっています。そのために、特別養護老人施設においては、部屋はあいているが入居はできないケースがございます。介護職員が確保されれば解決するわけですが、非常に厳しい状況にあります。そういう中で、働き方改革を進めながら、人材確保・離職防止対策として、介護報酬の引き上げが必要となります。同時に、保険料の負担や自治体の負担軽減を実行し、国における介護保険財政の負担割合を大幅に引き上げていただきたいと思います。よって、本陳情は採択すべきといたします。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 私は、日本共産党伊勢原市会議員団を代表して、陳情第12号に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

本陳情は、特別養護老人ホーム等の人員配置基準等を定めた条例を改正し、介護職員及び看護職員の人員配置基準を実態に見合うように引き上げること、介護施設の介護職員及び看護職員の人員配置に関する基準省令について、現行の利用者3人に対して1人を、実態に合わせて利用者2人に対して1人以上に引き上げること、夜間の人員配置要件、配置水準の引き上げを行うこと、1人夜勤を解消、介護報酬の引き上げを行い、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること、以上の項目について、国に対し意見書を提出することを求める陳情です。

超高齢化を迎える中で、介護の人材確保・離職防止は喫緊の課題となっています。介護労働者の人材確保・離職防止を進める上で、労働環境の整備が重要であることは、福祉人材確保方針の基本方針の中でも示されています。これまで政府は、数次にわたって、人材確保対策として処遇改善を実施してきました。しかし、平成29年度介護従事者処遇改善調査では、給与表の改定を行った事業所は2割にとどまっています。介護従事者全体の賃金水準を引き上げるものにはなっていません。

国は、介護労働者の処遇改善をしていると言っていますが、介護報酬の引き下げ等により、大きな改善は図られていないのが実情ではないでしょうか。ことし10月まで、引き上げ対象が10年以上の継続勤務者になっていたことも、改善が進まない原因の一つだと思います。介護従事者が、働きがいがあると仕事を選びながらも、3年未満で7割以上が離職せざるを得なくなっている一方、家族などを介護するために、若年層も含め、年間10万人が仕事をやめている実態もあります。これは、社会にとって大きな損失であり、国が、しっかりと支える方向に介護制度を切りかえるべきであると考えます。そうした方向に合致しているのが本陳情ではないでしょうか。

以上の理由から、本陳情は採択すべきと考えます。

○委員長【橋田夏枝議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【橋田夏枝議員】 挙手全員。よって、本件は採択することに決定いたしました。

議 題	陳情第 1 3 号	国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
結 果	不採択	
議 題	陳情第 1 4 号	神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
結 果	不採択	

○委員長【橋田夏枝議員】 次に、「陳情第 1 3 号、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」及び「陳情第 1 4 号、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」の陳情 2 件を一括議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【今野康敏議員】 それでは、「陳情第 1 3 号、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」及び「陳情第 1 4 号、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」について、意見を述べさせていただきます。

教育基本法第 8 条には、私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならないと定められています。近年、ますます、国際化、高度情報化する社会の中で、多様化する国民のニーズに応じた、特色ある個性豊かな活動を展開し、各校創立者の教育の理念と方針により、生徒一人一人に適した学習と、その特性を伸ばす教育を行う私学を選択する生徒も多くなっております。

本陳情にもありましたように、日本においては、私学に対する公費助成が低い状況にあります。少子高齢化社会になった現代において、未来を担う子どもたちへの支援に国も動き出しております。具体的には、教育費負担軽減施策として、2020年4月から私立高校授業料の実質無償化が実現します。これは、2017年の衆院選で公明党が公約の一つとして掲げたもので、選挙後の連立政権合意にも盛り込まれました。これまでも、子どもが高校に通う年収約910万円未満の世帯には、公立高校授業料相当分、年間11万8800円の就学支援金が助成されており、公立の授業料は実質無償化されてきました。しかし、私立高校の授業料は、全国平均で年40万円程度に上るため、従来の就学支援金では賄えず、家計の大きな負担となっていたのです。

そこで、今回の改革では、年収590万円未満の世帯を対象に、就学支援金の上限を私立高校授業料の全国平均額に達するように引き上げるのです。日本の高校進学率は、今や99%に上ります。しかし、全ての人が公立高校に進学できるわけではありません。特に、所得が低い家庭では、教育費にお金がかかけられず、塾に通えないなどの理由で学力がつかず、公立高校に合格できない生徒は少なく

ありません。しかし、そうした家庭では、私立高校の授業料が大きな負担であり、経済的理由で高校進学を断念するケースもあります。私立高校の実質無償化は、このような教育格差を是正し、全ての人が希望する私立高校に進学できる道を開くものであります。いわゆる貧困の連鎖は、低学歴ゆえに望む職業につけず、低収入に甘んずるしかないという、低学歴の連鎖が大きな要因となって生じます。私立高校無償化は、貧困の連鎖を断ち切るための大きな力になるものです。

また、神奈川県においても、平成26年度より、国庫補助や県独自の高等学校等就学支援金、神奈川県高校生等奨学給付金等の学費補助金が拡大され、入学金の補助額も拡大されました。さらに、保護者に不測の事態が起こったときなどには、返済不要の緊急支援補助金や学び直し支援金が拡充されております。特に、家庭の経済事情による教育格差をなくすために、教育機会均等の確保、教育費負担の軽減は重要であり、給付型奨学金等、成績にかかわらず、必要とする全ての大学生が受けられるように実施されており、返済不要の高校生等奨学給付金や貸付制度も設けられ、徐々に拡大しております。

こうした国及び神奈川県の施策を評価・注視すべきと考え、陳情第13号及び陳情第14号は不採択とすべきと考えます。

○委員【越水崇史議員】 それでは、陳情第13号と陳情第14号、ともに意見を述べさせていただきます。

前回、拝見したOECDでの比較資料でも、日本は、国が教育に負担する額は相当低い割合で推移していることを確認いたしました。個人が負担する割合も多いということで、あわせて承知しています。教育にどれだけ力を入れることができたのか、その結果は、10年後、20年後に影響が出てくると思いますが、教育の低下から国の経済成長は見込めないのだろうと考えます。

私学助成の状況に関する資料を拝見すると、首都圏ということもあるのか、授業料は全国平均より少し高目であるようですけれども、それに見合う形での学費補助がなされていることもわかりました。反面、経常経費の補助に関していえば、国の基準以下であって、全国順位も低いということもよくわかりました。

これからの日本を支えていく子どもたちに対して、よりよい環境を整えていくのが、現在の社会の役割だと考えます。少子化も進んでおり、高等学校の定員割れも全国的に問題となっているようですけれども、特色ある教育環境を整えるなど、各学校も努力しており、子どもの成長を促す支援を続けていくことは大事で、選択肢の一つとして、私立学校の役割は、近年、大きいと伺っています。

国の方針とすれば、教育の無償化は幼児教育だけでなく、高等教育まで含めて検討されています。最近では、幼児教育無償化も実現いたしました。今後、少子高齢化が進む中、教育環境整備にも手を抜かず、補助も持続可能な形を模索しながら、高等教育まで無償化できるか、温かく見守りたい、注視していきたいと思えます。

以上、述べた理由から、陳情第13号、陳情第14号ともに不採択の意見とさせていただきます。

○委員【大垣真一議員】 「陳情第13号、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」及び「陳情第14号、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」に対し、反対の立場として簡潔に述べさせていただきます。

近年、少子高齢化対策として、教育支援に関する、さまざまな取り組みが実施されています。2019年10月からは幼児教育・保育無償化が始まるとともに、2020年4月より私立高校の授業料無償化に向けた制度改革により、高等学校等就学支援金制度が改正され、私立高校の平均授業料を勘案した水準まで、加算支給額の上限が引き上げられます。また、神奈川県では、政府の取り組みに先行し、国の就学支援金と神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金を合わせて、県内私立高等学校の平均授業料相当額まで補助され、授業料無償化が実現されています。さらには、授業料以外の教育費負担についても軽減する高校生等奨学給付金といった制度もあります。

このように、さまざまな改革が少しずつ進んでいる状況の中で、国や県の動向や社会の変化に伴う対応を注視すべき時期かと考えます。確かに、対象が保護者の年収590万円未満の世帯という課題もありますが、さまざまな支援をどこまで実施するべきなのかを今後も議論すべきです。また、陳情にあるように、私学が公教育の場として大きな役割を果たしていることも事実ですが、特色ある教育方針の実施や教育環境、そして学費以外の要因等、私立と国公立の違いを検証し、今後の双方のあり方についても議論すべきところです。

よって、現状では本陳情は不採択すべきと判断いたします。

○委員【越水清議員】 それでは、陳情第13号、陳情第14号につきまして、意見を申し上げます。

私立学校は、公立学校に比べまして独自の教育理念を持って教育活動を行っています。画一的な傾向がある公立とは違って、学校設備等においても経営特性や運営特性があるように思います。そのようなことから、私立学校のほうが、学費もかかるし、経営においても施設などに対する経費もかかり、在学世帯の負担も、国公立以上にかかります。国では、「私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資すること」を目的として、私立学校振興助成法を制定しています。また、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の実質的な機会均等に寄与することを目的として、2014年にスタートした高等学校等就学支援金制度が、2020年4月から大幅改正され、私立高校の授業料も実質無償化となります。

神奈川県でも、私立学校に対する助成の考え方として、国と同じように、教育条件の維持・向上、修学上の経済的負担の軽減、学校経営の健全性の向上の3つを柱として、さまざまな助成を行っています。神奈川県では、私立高等学校生徒学費補助金として、所得区分による授業料補助制度を設けています。県独自の制

度としては、10万円の入学金補助があります。ほかに、私立学校に在学している、生活保護を受けている世帯、または保護者全員の県民税・市町村税所得割額が非課税の世帯を対象に、神奈川県高校生等奨学給付金や私立高等学校生徒学費補助金と併用はできませんが、神奈川県私立学校生徒学費緊急補助金制度があります。また、学習支援を必要としている方に対し、無利子、有利子含め、複数の貸し付けの制度があります。

このようなことから、誰もが安心して学べるよう、今後も支援制度の充実を期待しますが、現時点での陳情第13号、陳情第14号に対しましては、不採択の意見といたします。

○委員【小沼富夫議員】 私からも、陳情第13号並びに陳情第14号について、意見を述べさせていただきます。

国・神奈川県に私学助成の拡充を求めている陳情でございますけれども、国庫補助や神奈川県独自の学費補助金、また入学金の補助額も拡大されてまいりました。そしてまた、返還不要の緊急支援補助金や学び直し支援金が拡充され、そのほか給付型奨学金制度など、教育機会均等の確保並びに教育費負担の軽減に資する取り組み、制度の拡充・拡大が進められております。一方、私立学校を運営する学校法人に対しても、私立学校経常費補助金、そして私立学校施設整備費補助金などを交付し、国・県は私学助成に取り組んでおります。高額な学費が原因で私立高校の進学を断念する家庭や、低所得者世帯では大きな負担となっている状況にあることも事実でございますが、経済的な負担軽減のために就学助成金制度が導入され、生活保護世帯や住民税非課税世帯に対しては、返済不要の給付金、奨学給付金制度がございます。

よって、以上の理由から、陳情第13号及び陳情第14号は不採択とすべきといたします。

○委員【宮脇俊彦議員】 私は、日本共産党伊勢原市会議員団を代表して、陳情第13号及び陳情第14号に賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

2010年度から実施され、2014年度に加算支給と対象世帯を拡大した就学支援金制度と、2014年度から実施されている奨学のための給付金により、学費の公私間格差は、一定程度、是正されました。さらに、2017度からは、国による、私立小学校に通う生徒に対する授業補助制度が新設されました。しかし、「私立高校の学費は、就学支援金分を差し引いても全国平均で初年度納付金年額61万円、入学金を除いても44万8000円と高額な負担が残ります」と陳情に述べられているように、私学に通う生徒・保護者には、大きな負担がかかっています。また、学費に自治体間格差も存在しています。この格差をなくしていくには、国の就学支援金制度の充実が強く求められます。

2017年度、政府は、私立高等学校の授業料無償化を盛り込んだ新しい経済政策パッケージを閣議決定しました。これを前提に、2018年度は、幾つかの自治体で、授業料免除制度を改善する動きがありました。しかし、財源の格差により、制度の変わらない自治体も多く残されています。学費の自治体間格差解

消のため、2020年とされている私立高校授業料無償化の実施を、一刻も早く前倒しすることが求められます。諸外国に対して、教育の無償化を宣言した形ですが、OECD諸国の教育への公的支出を比べても、先ほど意見がありましたとおり、日本は下位に低迷しています。未来を担う子どもたちのために、教育予算を増額し、私学に通う生徒・保護者の学費負担が軽減されるようにすることが必要ではないでしょうか。教育への公的支出が低過ぎるため、日本は、世界でも異常な高学費や劣悪な教育・研究条件となっています。

私学助成については、神奈川県のように国際基準以下の自治体もあります。今後、国の教育水準や、何よりも、子どもたちの学ぶ権利、教育の機会均等を実現するためにも、国が私学助成の一層の充実を図ることが当然と考えます。

また、陳情第14号についても、全ての子どもたちに学ぶ権利を保障するために、また、教育の機会均等を保障するものとしても、私学助成を県に求めるものです。神奈川県の私立学校は、各校が建学の精神に基づき、豊かな教育をつくり、神奈川県の教育を支える担い手として、役割を果たし続けています。しかし、神奈川県の私立学校への生徒1人当たりの経常費補助は、全国でも数少ない、国基準を下回る水準で、私立高校は全国45位、幼稚園では46位、中学校では45位、小学校では35位と、全ての校種で全国最下位水準の助成額です。このため、神奈川県の私立高校入学金の平均は約70万円と、関東地方で最も高く、全国でも上位の高学費となっています。

2017年度に閣議決定された私立高等学校の授業料無償化を盛り込んだ、新しい経済政策パッケージが2020年度より実施されれば、県が、その差額を、さらなる私学助成の拡充に充当することが求められています。神奈川県の私立学校無償化はまだ終わっていません。私立学校に通う生徒・保護者の学費負担を軽減し、私立学校の教育条件をよりよくし、全ての子どもたちの学ぶ権利を保障するために、私立学校への経常費助成の国基準額の実現、施設設備助成の創設、学費助成制度の充実は、県政の重点課題だと考えます。

経済格差が広がり、貧困化が深刻な状況になる中、支援金や補助金があっても、生徒や保護者にとっては重い負担です。また、生活の苦しい世帯や低所得世帯から私立学校へ行く割合も高い状況になっており、私学助成の改善によって、私学経営の安定化、保護者への負担を減らし、全ての子どもたちの学ぶ権利を保障し、教育の機会均等を実現することにつながります。そのためにも、私学助成の一層の充実を国や県に求めることが大切と判断し、陳情第13号、陳情第14号は採択すべきと考えます。

以上です。

○委員長【橋田夏枝議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより1件ずつ採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。

まず、「陳情第13号、国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳

情」を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【橋田夏枝議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、「陳情第14号、神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情」を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【橋田夏枝議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【橋田夏枝議員】 ご異議ありませんでしたので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、教育福祉常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前10時29分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和元年12月10日

教育福祉常任委員会  
委員長 橋田夏枝